

# CMAC (2014年10月) 出席報告

みずほ証券(株) 企画グループ 経営調査部 上級研究員 くまがい ごろう 熊谷 五郎

2014年10月16日、ロンドンにおいて開催された国際会計基準審議会 (IASB) の資本市場諮問会議 (Capital Market Advisory Committee, CMAC)\* の概要につき、以下のとおり報告する。

\* IASB と世界の財務諸表利用者 (アナリスト、ポートフォリオ・マネージャー等) との

会合で、2014年10月現在の委員数は16名である。CMACは、開発中・改訂中の個別会計基準やIASBの各種プロジェクトについて、財務諸表利用者の視点からテクニカルなアドバイスを行う。毎年2月、6月、10月と年3回、各1日の日程でロンドンにて開催される。

## 1. 議事一覧

番号	日時	議事
1	10月16日 8:45-9:00	開会
2	同 9:00-10:00	分科会： AP1：料金規制の財務的影響に関する報告 AP2：取引相場のある子会社投資等の公正価値測定
3	同 10:00-11:00	AP3：IFRS第8号「事業セグメント」適用後レビュー
4	同 11:15-11:45	AP5：リサーチ・プロジェクトと投資家の関与
5	同 11:45-12:30	AP4：共同支配下の企業結合
6	同 13:30-14:30	AP6：キャッシュフロー計算書と関連ディスクロージャー
7	同 14:30-15:30	AP7：Non-IFRS情報

議事内容に係わる配布資料は、以下のサイトで取得可能。  
<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/CMAC-Oct-14.aspx>

## 2. 議事概要

### • 分科会

今回の会議で最初のセッションは分科会方式で実施された。①料金規制と②取引相場のある投資に関する公正価値測定というテーマに関して2つのグループに分かれて、議論し、全体会議で報告するという形が取られた。

### • 料金規制の財務的影響に関する報告【AP1】

料金規制を受ける事業に関する財務報告については、現在、IASBの調査プロジェクトが進行中であり、2014年9月に討議資料(Discussion Paper, DP)が公表された。これを受けて、CMAC分科会では、料金規制の財務的影響を投資家が理解するために必要な情報は何か、「料金規制」とは一体何を意味するのか、料金規制によって、収益、利益、キャッシュフローの金額、タイミング、確実性はどのような影響を受けるのか、IFRS改訂の方向性などが議論された。

#### 【CMACにおける議論】

規制環境がどう影響を与えるかを開示すべきことにはコンセンサスがあった。しかし、料金規制の財務的影響を財務諸表に表示すべきか、注記開示で十分かという点については意見が分かれた。料金規制によって資産・負債が生じると考える参加者がいる一方で、契約に基づく資産・負債と異なり、政府の裁量で資産・負債の定義が失われる場合もあることを懸念する参加者もあった。また、仮に料金規制が資産・負債の定義を満たすとしても、余りにも判断の余地が大きく実務が回らないのではないかと懸念もあった。

### • 取引相場のある子会社投資等の公正価値測定【議題 AP2】

IASBは2014年9月、「取引相場のある子会社投資等の公正価値測定」に関する公開草案(Exposure Draft, ED)を公表した。ED提案のポイントは、子会社、共同支配企業、関連会社に対する投資について、当該投資に関して活発な取引相場のある場合には、当該金融商品の「取引相場(P)×保有数量(Q)」によって公正価値測定すべきであることが明確化されたことである。

#### 【CMACにおける議論】

分科会の結論は、基本的にP×Qを支持するというものであった。P×Qが一番客観的で分かりやすく、弊害も少ない。しかし、こうした測定は完璧というわけではなく、取引自体が活発でない場合など修正が必要な場合もある。また、場合によっては支配プレミアムを修正したほうが良い場合もあるという留保意見もあった。

### • IFRS第8号「事業セグメント」適用後レビュー【AP3】

IASBは、IFRS第8号「事業セグメント」の適用後レビューを実施中である。アジェンダ・ペーパーでは、①複数の事業の単一報告セグメントへの集約、②組織再編に伴うトレンド・データの開示期間延長、③調整項目に関する理解可能性の向上、④調整項目の個別セグメントごとへの配賦、⑤事業セグメントごとの開示項目の充実、という5つの論点が示された。しかし時間の制約から、今回のCMACでは①、④、⑤のみが議論された。

#### ① 複数の事業の単一報告セグメントへの集約

現行IFRSの事業セグメントの開示にあたっては、複数の事業セグメントが「経済的に類似の性質」を有する場合には、これらを合算して単一の報告セグメントとすることが許容されて

いる。しかし、財務諸表ユーザーからは、作成者がこの規定を濫用して、事業セグメントを必要以上に集約しているとの批判が出ている。

#### 【CMAC 会議における議論】

CMAC 委員の多くから、現状に対する強い不満が表明された。事業セグメントの報告におけるマネジメント・アプローチが、事業セグメントの集約にあたって、マネジメントの裁量を許していることを問題視する意見や、マネジメント・アプローチを以前のリスク・リワード・アプローチへ戻すべきとする意見がある一方で、会計基準やマネジメント・アプローチ自体の問題ではなく、監査上の問題ではないかという意見もあった。

#### ④ 調整項目の個別セグメントごとへの配賦

##### 【背景と論点】

本社勘定等の調整項目は全セグメント合算で提供されているが、投資家からはこれでは開示が不十分で、各調整項目を事業セグメントごとに配賦して開示すべきという批判がある。

#### 【CMAC 会議における議論】

これに対して、「退職給付など配賦可能な項目については極力配賦の努力をすべきだが、配賦不能の項目についてまで無理に配賦を行っても有害でしかない」、「調整項目の各セグメントへの配賦はあくまでも合理的に説明のつく範囲とすべきで、配賦できないコストについては Comply or Explain の原則で説明させればよい」などの意見があった。

#### ⑤ 事業セグメントごとの開示項目の充実

事業セグメントごとの損益の開示を義務付けている以外は、現行の IFRS 第 8 号はセグメント開示すべき項目を特に指定していない。投資家からは現在の開示では、対象企業間の比較が困難であり、最低限、減価償却費など現金支出を伴わない費用、事業セグメント別の設備投資・研究開発費、セグメントごとの「のれん」の減損などの情報が必要との要望がある。

#### 【CMAC 会議における議論】

現在のセグメント情報は損益計算書 (PL) 情報に偏っており貸借対照表 (BS) 情報が不足しているという意見がコンセンサスであった。セグメントごとの ROIC (Return on Invested Capital) や ROE (Return on Equity) を計算するために、セグメント別の BS 情報の充実が欠かせないからである。一方、「アジェンダ・ペーパーに示された例はすべて重要なものの、特定項目の開示を義務付けるのは行き過ぎではないか」という意見もあった。

この論点に関して、筆者は「我々が議論している項目は、投資家のみならず経営上も必要な項目ばかりであり、マネジメント・アプローチを取る限り開示できるはずである。しかし、R & D など特定の会社、特定の産業にとって意味を持つ項目については、『重要性』の原則が適用されるべきだと思う」という意見を述べた。

#### ・リサーチ・プロジェクトと投資家の関与 【AP5】

IASB の会計基準設定においてリサーチ・プロジェクトは、あるテーマ (問題点) について、会計基準を開発すべきか否かを評価する重要なプロセスである。今回の CMAC では、投資家にインプットを求めるタイミング、投資家との対話のあり方、セクション・バイアスやサンプルが少なすぎることの危険性などが議論された。

#### 【CMAC 会議における議論】

まず投資家からのインプットを求めるタイミングについては、投資家のニーズをリサーチの早い段階で知ることが重要であるという意見が出される一方、IASB 投資家リエゾンチームからは、リサーチの早い段階では、投資家に関心を持ってもらうのが難しいという悩みが聞かれた。

また、投資家との対話のあり方としては、投

資家からのインプットを求める前段階として、彼らに対する教育の重要性が指摘された。特に、現行会計基準の内容と問題点、ED 提案でどうという問題に対処しようとしているのか、IASB スタッフによる教育セッションを持つことが投資家の関与を高めるために必要であるという意見があった。

セレクション・バイアスやサンプルが少なすぎるというバイアスの問題については、多くの投資家・アナリストにとって会計基準上の問題の多くは関心外であること、上司に IASB のミーティングに出席するためにロンドンに行くというのは理解を得づらいことなどが指摘された。

#### ● 共同支配下の企業結合【AP4】

IFRS 第 3 号「企業結合」は「共同支配下の企業結合」を取り扱っていないが、このために共同支配下の企業結合に関して実務上のバラつきが生じていることに対して規制当局等の利害関係者から強い懸念が示されている。今回の CMAC では、共同支配下の企業結合によって生まれる新しい企業について投資家がどう評価するか、以下の 2 つのシナリオについて議論された。

#### シナリオ 1：グループ内の組織再編を伴う IPO と伴わない IPO の比較

親会社 P の下に子会社 IP1 と IP2 があり、IP1 の下に孫会社 S1、IP2 の下に孫会社 S2 と S3 がある。親会社 P は IP1 の IPO を計画、IPO の前に組織再編をして、S2 を IP2 の子会社から IP1 の子会社に移し替える。このような設例の下で S2 を最初から IP1 の子会社であるかのようにみなし、簿価で企業結合を行うべきか、グループ内の組織再編によって IP1 の子会社となるにあたって公正価値で企業結合を行うべきかが検討された。また S2 の公正価値情報は、財務諸表に反映すべきか、注記情報で十分

かが検討された。

#### 【CMAC 会議における議論】

一部の委員には公正価値による測定を支持する声もあったが、筆者を含む圧倒的多数の委員は、原価による測定を支持した。企業結合後の事業体があたかも従来から存在していたかのようには仮定して 3 年程度のトレンド分析をするためには原価情報のほうが目的適格的であるからである。公正価値情報を提供するとしても注記情報で十分であるという意見が多数であった。

#### シナリオ 2：上場子会社による企業結合：グループ内非上場孫会社対グループ外企業の場合

すでに上場済みの子会社 IP1（少数株主が存在）が被合併企業を企業結合する場合、2 つの実務が考えられる。①被合併企業の資産・負債を公正価値で評価した上で連結する。②被合併企業の資産・負債を簿価で引き継ぐ。被合併企業が IP1 と同じ親会社 P のグループ企業か否かで、投資家が必要とする情報は異なるかが検討された。

#### 【CMAC 会議における議論】

シナリオ 1 と異なり、シナリオ 2 に関しては CMAC 委員の意見が分かれた。IP1 の少数株主の視点からは、グループ外企業でも、グループ内企業でも違いはないので、公正価値で評価すべきであるという意見があった。一方、このような取引は市場取引ではないために、信頼性のある公正価値で測定されない懸念が指摘された。

#### ● キャッシュフロー計算書と関連ディスクロージャー【AP6】

IASB の開示原則プロジェクトの一環として、「キャッシュフロー（CF）計算書」を改善するために、IAS 第 7 号の要件の見直しを進めている。IASB は、2014 年末までに DP に含まれるべき内容についての検討を完了する予定である。

## 【CMAC 会議における議論】

### ① ユーザーの分析における CF 計算書の役割

アジェンダ・ペーパーは、「CF 計算書の主な目的は流動性に関する情報提供であって、業績指標ではない」としていたが、これについては批判が集中した。

また、CF 計算書の役割と同時に、直接法と間接法のどちらが優れているかについても白熱した議論が展開されたが、直接法支持派と間接法支持派にほぼ二分されていた。

まず、直接法支持者の論拠は、営業活動や業績を分析するには直接法 CF 計算書が優れているというものであった。また「直接法で導かれる CF の代用指標である EBITDA が広範に利用されているという事実自体が、直接法 CF 計算書の重要性を示している」との指摘もあった。

一方、間接法支持者の論拠は他の財務諸表との連携であった。例えば「業績評価には、CF 計算書と PL とを相互補完的に利用する」という声もあった。この発言者は相互関係を理解するには間接法 CF 計算書のほうが優れているとしていた。

筆者は、「EBITDA やフリーキャッシュフローは使うし、直接法のほうがより正確な数字が得られるかも知れない。しかし、PL から計算しても十分使用に堪える数字だと思う。直接法のコストを考えるとそこまでする意味があるのか。間接法 CF 計算書の調整表は最も豊かな情報を提供する。発生主義の PL と CF 計算書の関係、CF 計算書と BS の関係を理解するのに役立つ」という意見を述べた。

筆者の意見に対しては、オーストラリアの委員から「オーストラリアでは直接法 CF 計算書が一般的で、作成者のコスト負担が大きいためという議論には納得できない」という反論があった。

### ② 営業活動からのキャッシュフローに関する開示要件

CF 計算者に関する開示としては、「純有利子負債の調整表」、「顧客からの受取キャッシュ」が必要との声が IASB に届いている。CMAC では、「運転資本についての BS と同じレベルでの詳細情報」、「リストラクチャリング引当金に関わる現金支出」、「四半期報告における CF 計算書の開示強化」、「連結ベースか親会社ベースのキャッシュカの別の開示」などを求める意見があった。

#### • Non-IFRS 情報【AP7】

開示イニシアティブ関連プロジェクトとして、開示原則プロジェクトがある。開示原則プロジェクトの一環として10月のCMACでは、財務諸表内への Non-IFRS 情報の取込みについて議論した。アジェンダ・ペーパーでは、Non-IFRS 情報を定義する代わりに、①IFRS で開示が義務付けられている情報 (Required Information)、②補足情報 (Supplementary Information)、③矛盾する情報 (Contradictory Information) に区別し、①、②を財務諸表で開示すべき情報であるという見解を示した。

#### 【CMAC 会議における議論】

この分類のうち③の「矛盾する情報」という用語・分類には委員からの批判が集中した。また情報が有用である限り Contradictory (矛盾する) ではなく、Complementary (相互補完的) というべきではないか等の指摘があった。

Non-IFRS 情報の中には、KPI など目的適合性のある情報もあるという意見が大半であった。「Pro forma の数値はマネジメント・ビューの延長であって、IFRS の数値への調整も伴うなら有用」、「IFRS 計数から計算された Non-GAAP の計数を開示する場合には必ず IFRS 計数への調整表が必要」、また「財務諸表外でこのような数値が提供される場合には監

査は不要だが、財務諸表内で開示される場合には監査が必要」などの意見があった。

この論点については、筆者も従来から「概念フレームワーク」に関するアウトリーチの席上など機会ある度に、意見を表明してきた。今回のCMACでは「現行のIFRSで定義されていない数値であっても（IFRSベースの）財務諸表から簡単に計算される数値（EBITDAや営業利益）は補足情報として財務諸表の注記において開示されるべきである。IFRSに準拠する数字からは計算できないような数値・指標であっても目的適合性を持つ情報は財務諸表の外側で開示されるべきである。しかし、目的適合性を持たず、ミスリーディングな情報はそもそも開示されるべきではない」という意見を述べた。